

オレンジリボンキャンペーン

「みんなで守ろう！子どもの笑顔」

児童虐待防止講演会を行います

下野市を含め全国的に児童虐待に関する相談件数は増加しており、深刻な事件も後を絶たない状況です。児童虐待問題は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与え、深刻な子どもの権利侵害である児童虐待問題に対応するため、児童虐待防止講演会を次のとおり開催します。

●日時

8月21日(火)午前10時～正午
(9時40分受付開始)

●会場

道の駅しもつけ 研修室

●内容

講演会テーマ「育ちについて」
講師 児童自立支援施設
国立きぬ川学院

調査課長 板垣 辰彦 氏

●参加費

●予約

●対象者

無料 不要
子どもに関わる方、子育て中の方、その他、児童虐待防止に関心のある方

DV被害者の児童扶養手当について

児童扶養手当は、離婚・死亡・遺棄などの理由で父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。

平成24年8月1日より、DV被害者の生活の安定と自立を促進するため、DV被害者の受給要件が緩和されました。DVにより保護命令が発せられた場合、従来の支給要件は保護命令日から1年経過後でした。

8月からは、保護命令が発せられれば、1年経過を待たずに支給要件に該当するようになりました。

なお、児童扶養手当受給には、本項目以外にも詳細な要件があるため、支給されない場合があります。必ず事前にご相談ください。

●問い合わせ先

児童福祉課 ☎(52) 1114

特別児童扶養手当の所得状況届をお忘れなく

8月は特別児童扶養手当の「所得状況届」を提出する月です。届出をしないと受給資格がある人でも8月分からの手当が受けられなくなってしまう。また、2年間この現況届を提出しないと時効で受給権がなくなります。受給者には8月上旬に通知書を郵送しますので、必ず届出をしてください。

8月13日(月)～31日(金)
午前8時30分～午後5時
(正午から午後1時を除く)

●受付日時

社会福祉課窓口
(石橋庁舎一階)

●場所

●持ってくるもの
通知書、手当証書、印鑑、その他指定の書類

▼特別児童扶養手当制度
特別児童扶養手当は、心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。父母または養育者の前年の所得が一定額以上である場合、または児童が障がいを支給事由と

●問い合わせ先

社会福祉課 ☎(52) 1112

広報しもつけ 24・8月号
する公的年金を受けている場合や施設等に入所している場合などは支給されません。

●児童の障がいの等級

(1) 手当1級相当
身体障害者手帳1・2級程度、療育手帳の判定がA程度、または精神障害者保健福祉手帳1級程度の児童

(2) 手当2級相当

身体障害者手帳3級程度、または日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がいもしくは精神障がいの児童

●支給額

1級：月額50,400円
2級：月額33,570円

●支給月

原則として毎年4・8・11月にそれぞれの前月分までが支給されます。(申請月の翌月から支給が開始されます。)申請手続きの方法など、詳細は社会福祉課までお問い合わせください。

●問い合わせ先

「オレンジリボン」とは、児童虐待の現状を広く知っていただき、子どもへの虐待を防止するとともに、虐待を受けてしまった子どもが幸福になれるように、という気持ちをこめています。
オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。「児童虐待のない社会をつくりたい」「子どもへの虐待をなくしたい」との共感の輪を広げていくことを目的としています。